

分収育林事業（保育間伐・明認行為）作業仕様書

1. 保 育 間 伐

（１） 間伐対象木等

- ① 請負者は、除伐、除伐２類及び保育間伐の実施に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、標準地又は類似林分の選木状況に準じて対象木を選木しなければならない。
- ② 被圧木等の劣勢木、被害木、分岐木及び曲がり木等を主体に行うこととし、被害木 以外の優勢木については、必要最小限の選木にとどめることとする。
- ③ 有用天然木は、植栽木に支障がない限り努めて保残する。
- ④ 植栽木と有用天然木が競合状況にある場合は、将来性の優れたものを保残する。
- ⑤ 寒風害の恐れのある尾根筋や風致及び国土保全上等の優位な箇所については、監督職員と協議のうえ、極力混生する広葉樹を保残すること。
- ⑥ 林縁木は、林分保護のため、原則として伐採しないこととする。

（２） 作業方法

- ① 伐倒木の伐採高は、概ね 30 cm 以下とする。
- ② 伐倒に際しては、他の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
- ③ かかり木となった伐倒木は、そのまま放置することなく着実に処理したうえで、次の作業を行わなければならない。
- ④ 伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、梢端部の切断や玉切りを行うこととする。また、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものについては転落・移動しないように安定させておくこととする。
- ⑤ 歩道及び林道等の付近においては、通行の支障とならないように伐倒木等を片付けておくこととする。

- （３） チェーンソー作業における振動障害の予防 チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 1 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

2. 区域表示作業

契約林小班の内縁立木に胸高より上部にペンキ（黄色）を塗り、契約林小班の区域が明瞭となるように表示すること。

3. 区域刈払い作業

(1) 刈払

- ① 請負者は、伐開の範囲を設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督職員の確認を受けなければならない。
- ② 請負者は、伐開に当たっては、樹木を根元から切り取り、笹、雑草、伐根その他の工事の支障となる物件を除去しなければならない。
- ③ 植栽木を損傷しないように十分注意すること。
- ④ 境界（林小班界等）線から1mの範囲内の笹、雑草、雑灌木等を刈払うこと。

(2) 刈払い物の整理

- ① 刈払い物は、横倒しにして整理する。
- ② 刈払い物は、境界（林小班界等）線、歩道等の通行に支障とならないよう処理すること。

4. その他

この仕様書に定めのない事項については、監督員の指示によるものとする。